

許可申請書と添付書類等一覧表

様式番号	書類の名称	申請の区分									確認資料
		1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	5 更新	6 般・業種追加・特新規+	7 般・特新規+更新	8 業種追加+更新	9 般・業種追加+更新	
—	表紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙1	役員等の一覧表	○×	○×	○×	○×	○×	○×	○×	○×	○×	
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	×	×	×	×	○	×	○	○	○	
別紙4	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	A	○	○	○	○	○	○	○	○	経営経験の確認書類 (P21~22参照) 常勤性の確認書類(P23~P24参照)
別紙	常勤役員等の略歴書										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書										
別紙一	常勤役員等の略歴書										
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	B									
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	加入状況の確認書類(P24参照)
第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	常勤性の確認書類(P23参照)
—	卒業証明書又は卒業証書の写	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
第9号	実務経験証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
—	資格者証の写(監理技術者資格者証)	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
第10号	指導監督の実務経験証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	契約書等
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別途綴り提出
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	定款	○×	○×	×	×	△×	×	△×	△×	△×	
第14号	株主(出資者)調書	○×	○×	×	×	△×	×	△×	△×	△×	
第15号	貸借対照表	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×	
第17号の2	注記表	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×	
第17号の3	附属明細表	△×	△×	×	×	×	×	×	×	×	
第18号	貸借対照表	×	○×	×	×	×	×	×	×	×	
第19号	損益計算書	×	○×	×	×	×	×	×	×	×	
—	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	○△	○△	×	×	△×	×	△×	△×	△×	
第20号	営業の沿革	○	○	×	×	×	×	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	×	×	△	×	△	△	△	別途綴り提出
—	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	×	×	△	×	△	△	△	
—	業態(営業)証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
—	預金残高証明書・融資証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
—	念書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
—	始末書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

(注)1 申請区分欄の「○」は添付の必要なもの(該当のない場合も添付)、「×」は添付の必要のないもの、「△」は場合によっては添付の必要なものを示す。

2 申請区分欄に記号が二つあるのは、左は申請者が「法人」の場合、右は申請者が「個人」の場合である。

3 提示書類について、必要な場合には上記のほかにも求めることがありますので、その指示に従ってください。

「般・特新規」……一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合  
ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後(建設業法第29条:許可の取消要件に該当し、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る)、新たに一般建設業の許可をすることになるため「新規」に該当する。

「業種追加」……一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合。

「業種追加+更新」……業種の追加と許可の更新を同時に申請する場合は、許可期限の2ヶ月前までに申請書を提出してください。